

昭島市行財政改革推進会議 報告書

昭島市行財政改革推進プランの取組と評価
(第1期 平成29・30年度)

令和2(2020)年2月

はじめに

昭島市では、平成6年度から他市に先駆け、歳入歳出の両面から行財政改革を推進する中、平成9年度から平成28年度までの20年間で第四次までにわたる中期行財政運営計画を策定し、事務事業の見直しや民間委託の推進、職員数の削減など、多くの行財政改革に資する取組を進めてきました。

しかしながら、近年の少子高齢化や経済のグローバル化の影響等により、地方自治体を取り巻く環境も大きく変化し、厳しい財政状況が続く中で、高度化・多様化する市民ニーズに対し、いかに効率的かつ効果的に対応できるかが求められてきています。

こうした中、平成29年度に昭島市長から昭島市行財政運営審議会に対し、「少子高齢化・人口減少社会に対応した、持続可能な自主自立の行財政運営のあり方について」諮問があり、同審議会による検討、答申を経て、第五次の中期行財政運営計画となる「昭島市行財政改革推進プラン」が策定されました。

本プランは行財政運営の基本的な方針として「時代を捉えたまちづくりの推進」、「財源の確保」、「効率的・効果的な財政運営」、「財政の健全化」の4点を位置づけ、更には職員数の適正化に関し「機動的な推進体制の確立に向けた取組」を加えた構成となっています。

昭島市行財政改革推進会議は、本プランにおける取組項目の着実な推進を図ることを目的として、令和元年5月16日に発足しました。本年度は、平成29・30年度における取組を第1期として、進捗状況の確認や更なる推進に向けた検証を行い、客観的な評価に努めてまいりました。

第五次総合基本計画も総仕上げの段階を迎え、来年からは新たな総合基本計画によるまちづくりがスタートします。本推進会議の検証結果を踏まえ、各取組を加速させ、市民サービスのより一層の向上に努めていただきたく、ここにご報告いたします。

令和2年2月10日

昭島市行財政改革推進会議

委員長 小池満也

目 次

1. 第1期（平成29・30年度）の取組と評価	1
評価にあたって	2
I 行財政改革の推進に向けた取組	3
1 時代を捉えたまちづくりの推進	3
2 財源の確保	6
3 効率的・効果的な財政運営	9
4 財政の健全化	13
II 機動的な推進体制の確立に向けた取組（定員適正化計画）	16
2. 各取組項目の状況と評価	21
資料	
行財政改革推進会議要綱	45
行財政改革推進会議委員	47
行財政改革推進会議開催経過	47
項目別評価一覧	48

1. 第1期（平成29・30年度）の取組と評価

評価にあたって

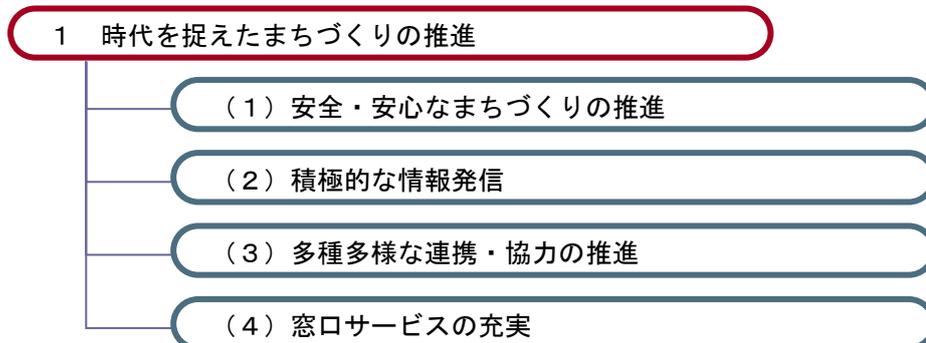
昭島市行財政改革推進プラン（以下、「本プラン」）は、「Ⅰ 行財政改革の推進に向けた取組」が4つの基本方針、18つの大項目、34つの中項目（再掲1項目含む）、「Ⅱ 機動的な推進体制の確立に向けた取組（定員適正化計画）」が5つの大項目、10つの中項目で構成されています。

昭島市行財政改革推進会議では、本プランの大項目ごとに検証を行い、中項目ごとに以下の区分により評価を行いました。

区 分		項目数	
		29年度	30年度
A	本プランに記載する内容の取組が十分、またはほぼ十分に行われた。	33	33
B	本プランに記載する内容の取組が部分的に行われた。	9	10
C	本プランに記載する内容の取組がほとんど行われていない。	1	1
—	取組時期に達していない等により、評価が不可能。	1	0
合 計		44	44

I 行財政改革の推進に向けた取組

1 時代を捉えたまちづくりの推進



人口減少・超高齢社会の到来、多発する自然災害への対応、経済のグローバル化の進展など、社会経済状況が目まぐるしく変化している中で、市民ニーズは多様化・高度化しています。

これらのニーズに対応するべく、効率的・効果的な社会基盤づくりは急務であり、地方自治体は人口構造の変化を的確に捉え、時代にあったまちづくりを進める必要があります。

まずは安全なまちづくりを推進し、市民が安心して暮らせる環境を整備するとともに、昭島の魅力を積極的に市内外に発信することにより、訪れてみたい、住んでみたいまちとして認識してもらうことが重要です。

また、これからのまちづくりは、自助、共助、公助を基本とし、自分たちのまちは自らがつくるという意識を持って、市民や自治会をはじめとする地域団体はもとより、企業等をも巻き込んで推進していく必要があります。更には、時代や市民ニーズの変化に合わせ、市役所業務の基本となる窓口サービスを充実し、質的向上を図っていく必要があります。

(1) 取組及び効果

1- (1) 「安全・安心なまちづくりの推進」では、総合防災訓練や図上訓練等の実施により、防災活動の円滑な運用と防災意識の高揚が図られていることや、新たな備蓄倉庫の整備等、地域防災計画（注1）に対応した食料・物資の備蓄が確保されていることなど、危機管理体制の充実が図られています。

また、市民自主防災組織（注2）に対するリーダー研修、駅前への街頭防犯カメラの設置やスクールガードリーダー配置など、地域の防災対応力の強化や防犯体制の充実が図られています。

1- (2) 「積極的な情報発信」では、広報誌やホームページのほかに公式ツイッターによるタイムリーな情報提供、市職員採用PR動画やショートムービーの作成など、効果的・戦略的な情報発信が進められています。

（注1）災害対策基本法の規定に基づき、地方自治体の長が防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。

（注2）災害対策基本法に規定されている、地域住民による任意の防災組織。

また、携帯メール情報サービスや電話応答サービスの提供により災害情報の確実な伝達が図られているとともに、ごみ分別アプリやあきしま子育てアプリなど市民が利用しやすいアプリの配信が開始されるなど、スマートフォン等を活用した情報発信サービスの充実が図られています。

1-(3)「多種多様な連携・協力の推進」では、自治会への加入促進のための取組、市内クリーン運動や喫煙マナーアップキャンペーンの実施など、市民との連携、参画・協働によるまちづくりの推進が図られています。

また、これまでも実施されてきた産業まつりやたま工業交流展に加え、多摩大学との連携協定の締結やまちづくり企業サミットの開催等、多種多様な連携・協力体制の拡充のための取組がなされています。

1-(4)「窓口サービスの充実」では、マイナンバー制度に係る情報連携による業務の効率化や、コンビニ交付サービスの開始による利便性の向上が図られています。

また、住民情報システム用サーバー等の更新がなされ、基幹系システム(注3)の安定稼働の確保が図られています。

(2) 評価

項目コード	大項目名	中項目名	評価	
			29年度	30年度
1-(1)	安全・安心なまちづくりの推進	危機管理体制の確立	A	A
		地域の防犯・防災対策の推進	A	A
1-(2)	積極的な情報発信	効果的・戦略的な情報発信の推進	A	A
		携帯端末を活用した情報発信サービスの充実	A	A
1-(3)	多種多様な連携・協力の推進	市民との連携、参画・協働によるまちづくりの推進	B	B
		多種多様な連携・協力体制の拡充	A	A
1-(4)	窓口サービスの充実	窓口サービスの質的向上	B	B
		基幹系システムの計画的な更新による最適化の推進	—	A

「1 時代を捉えたまちづくりの推進」における取組項目は大項目が4、中項目が8項目です。

1-(1)「安全・安心なまちづくりの推進」及び1-(2)「積極的な情報発信」については、各項目における取組が十分に行われており、29・30年度とも評価を「A」としました。

(注3) 住民情報や行政情報、人事給与、財務会計など、市の主要業務を処理するための基幹となるシステム。

今後は災害時避難行動要支援者名簿（注4）の適切な運用を行い、危機管理体制の充実に努めていくこと、市ホームページにおけるオープンデータ（注5）の公開を検討し、利用者にとって有益な情報発信に取り組んでいくことが重要と考えます。

また、昨今では台風や大雨等による災害が多くなっています。災害時における危機管理体制の確立や避難等に関する情報発信、応援協定に基づく関係機関との連携等は、これら取組項目のいずれにも関わってくることから、市民の防災意識の向上となる対応策を講じ、まちづくりを推進していくべきと考えます。

1－(3)「多種多様な連携・協力の推進」における「市民との連携、参画・協働によるまちづくりの推進」については、自治会への加入促進に向けた各種取組がなされていますが、加入率が年々低下している状況等を鑑み、29・30年度とも評価を「B」としました。「多種多様な連携・協力体制の拡充」については、産業に関する企業との連携や、多摩大学との連携協定の締結等がなされていることから、29・30年度とも評価を「A」としました。

自治会への加入促進に向けた取組については、現在も様々な取組がなされていますが、加入率の低下を抑制するための抜本的な取組について検討する必要があると考えます。また、企業や大学等との連携についても、新たな連携先を構築するなど、引き続き連携・協力体制の拡充に努めていく必要があります。

1－(4)「窓口サービスの充実」における「窓口サービスの質的向上」については、マイナンバー制度に係る情報連携やコンビニ交付サービスなど、一定の質的向上は図られてきていますが、他自治体でも取組が進んできているBPR（注6）の手法を用いた分析等はなされておらず、「窓口サービスの質的向上」については、29・30年度とも評価を「B」としました。「基幹系システムの計画的な更新による最適化の推進」については、更新がなかった29年度を「－」、更新のあった30年度を「A」としました。

今後は他自治体の事例等を参考に調査・研究を行い、窓口サービスの質的向上を図るべく、業務効率化の取組を進めて行くべきと考えます。

（注4）災害時等の避難支援に役立てるため、障害のあるかたや介護を受けているかたなど、自身での避難が困難なかたの名前、住所等の情報を登録した名簿。

（注5）市が保有しているデータについて、二次利用が可能なルールで公開し、誰でも自由に編集・加工して活用できるようにしたもの。

（注6）BPRは Business Process Re-engineering の略で、既存の業務を抜本的に見直し、最適化の観点から再構築すること。業務改革。

2 財源の確保



住んでみたい、住みつづけたいまちづくりを推進するためには、将来を見通した確固たる財政基盤の確立に向け、あらゆる財源を精査し、更なる確保に努めることが重要です。

歳入の根幹をなす市税については、引き続き収納率の向上に努めるとともに納税者の利便性の向上を図り、税収の確保に努める必要があります。

また、市が保有する遊休地や特定公共物（注7）については、積極的な売却及び適正な貸付を行うことや、受益者負担の見直しや新たな受益者負担の導入に向けた検討を行うこと、本市の魅力発信にもつながるふるさと納税を推進することなど、あらゆる手法を駆使して自主財源の創出に努めることも必要です。

（1）取組及び効果

2－（1）「税収の確保」では、財源の確保に関する数値目標として、市税の収納率を多摩26市の平均以上とすることを目標に、滞納整理の強化はもとより、口座振替やコンビニ収納、クレジット収納による多様な収納方法の推進など、収納率向上に向けた各種取組が実施されています（次頁参照）。

2－（2）「公有財産の有効活用に向けた多角的な検討」では、公有財産の有効活用に関するプロジェクトチームを設置し、普通財産や特定公共物について検討が行われ、公売を実施する等、歳入の確保に努められています。

2－（3）「受益者負担の見直し」では、使用料及び手数料についての庁内調査の実施や、新たな受益者負担の導入についての研究がなされています。

2－（4）「ふるさと納税の推進」では、ふるさと納税ポータルサイト（注8）の活用や返礼品目の拡充、クラウドファンディング（注9）の活用に向けた検討など、各種取組が実施されています。

（注7）法定外公共物とも呼ばれ、道路、河川等の公共物のうち、道路法、河川法等の管理に関する法律の適用または準用を受けないものを指す。一般的には里道（赤道）や水路（青道）と呼ばれており、平成12年4月施行の地方分権一括法により、国から市へ譲与された。

（注8）インターネットを利用する際、接続の入り口となるウェブサイト。

（注9）大衆（クラウド）と資金（ファンディング）を組み合わせた言葉で、インターネットを利用して、市内外から幅広く資金を調達する手法。

2-(5)「更なる歳入の確保」では、市民会館及び市民球場のネーミングライツによる施設命名権料収入や、ホームページバナー広告等による広告掲載料収入の確保が継続して図られているほか、新たな歳入確保策についての調査・研究がなされています。

★ 財源の確保に関する数値目標 = 市税の収納率について、各年度とも多摩26市の平均以上とする。

項目		29年度	30年度
市税収納率	目標 (多摩26市平均)	98.2%	98.5%
	実績	98.0%	98.5%

(2) 評価

項目コード	大項目名	中項目名	評価	
			29年度	30年度
2-(1)	税収の確保	収納率向上に向けた取組	A	A
		多様な納税方法の推進	A	A
2-(2)	公有財産の有効活用に向けた多角的な検討	遊休地の積極的な売却や貸付に向けた取組	A	A
		特定公共物の適切な管理、売却	A	A
2-(3)	受益者負担の見直し	受益者負担の定期的な見直し	B	B
		新たな受益者負担の導入	C	C
2-(4)	ふるさと納税の推進	ふるさと納税の推進	A	A
		事業費の財源確保に向けた取組	A	A
2-(5)	更なる歳入の確保	施設命名権収入及び広告掲載料の拡充	A	A
		新たな歳入の確保に向けた取組	B	B

「2 財源の確保」における取組項目は大項目が5、中項目が10項目です。

2-(1)「税収の確保」及び2-(2)「公有財産の有効活用に向けた多角的な検討」の4項目については、いずれも各項目における取組が十分に行われており、29・30年度とも評価を「A」としました。

収納率向上に向けた取組については、収納率を多摩26市の平均以上とすることを財源の確保に関する数値目標とし、休日窓口開設や電話催告等による滞納

整理の強化など、収納率向上に向けた各種取組が進められています。29年度は多摩26市平均に届かなかったものの、収納率は98%台を維持しており、着実に成果及び効果が表れています。また、納税方法についても、従前より口座振替、コンビニ収納、クレジット収納による多様な方法の周知に努められています。

今後は他自治体でも導入が進んでいるスマートフォン決済アプリの研究等、更なる収納率の向上のための取組を進めて行くことも必要と考えます。

更に、公有財産の有効活用に関しては、プロジェクトチームによる普通財産や特定公共物の検討が行われ、普通財産の公売や特定公共物の売却など、歳入の確保に確実に努められています。

引き続き、普通財産の公売やプロジェクトチームの活用等により、歳入確保の観点から有効活用を図っていく必要があります。

2-(3)「受益者負担の見直し」における「受益者負担の定期的な見直し」については、29年度に使用料及び手数料についての庁内調査を実施されたものの、見直しについての具体的な検討には至らなかったことから、29・30年度の評価をいずれも「B」としました。また、「新たな受益者負担の導入」については、これまで公共施設の駐車場や附属設備など一部有料化がなされた施設もあるものの、29・30年度は有料化に向けた具体的な検討には至っていないことから、評価についてはいずれも「C」としました。今後については、令和元年度の消費税率10%の改定に伴う他自治体の対応状況等も研究しながら、受益者負担の定期的な見直しや新規導入に向けた取組を進めていく必要があります。

2-(4)「ふるさと納税の推進」における2項目については、返礼品目の拡充や返礼対象寄附額の複数化などの工夫がされ、寄附件数の増加に繋がっていること、クラウドファンディングの活用に向けた検討など事業費の財源確保に向けた取組が着実になされていることから、29・30年度とも評価を「A」としました。都市部の自治体にとっては「他自治体へのふるさと納税額の方が多い」という厳しい状況にある中で、魅力的な返礼品目の選定やポータルサイトの活用など、今後も創意工夫を凝らした取組を進めていく必要があります。

2-(5)「更なる歳入の確保」における「施設命名権収入及び広告掲載料の拡充」については、ネーミングライツによる施設命名権料やホームページバナー広告掲載料等、継続した収入確保に努められていることから、29・30年度とも評価を「A」としました。また、「新たな歳入の確保に向けた取組」については、歳入確保策についての調査、研究や職員提案制度による提案はなされたものの、具体的な事業化には至らなかったことから、29・30年度とも評価を「B」としました。引き続き、他自治体の先進事例を参考に新たな歳入確保策について調査・研究し、自主財源の創出に努めていく必要があります。

3 効率的・効果的な財政運営



地方分権の進展により、地方自治体の自主性と責任が求められる現在において、限られた経営資源を有効活用し、自らの判断において行財政運営を行う自主・自立の行財政運営が従来にも増して求められています。

今後も一般財源収入の大幅な改善が見込まれない中で、限られた財源を最大限有効活用するとともに、適正な経費配分による費用対効果にも配慮しながら、必要性、妥当性、有効性、緊急性など多角的な視点から事務事業の見直しを徹底的に行う必要があります。

事務事業の見直しについては、行政評価制度を再構築し予算編成への活用が図られるよう見直しを行い、各種団体への補助金については、定期的に検証、見直しを図るなど、適正化を図る必要があります。

また、市民サービスの維持向上と行政運営の効率化を図るとともに雇用機会の拡大を図るため、聖域を設けることなく民間委託を推進するほか、公共施設の運営について、指定管理者制度（注10）の導入等により、効率的・効果的な施設運営に努める必要があります。

ほかにも、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画では、財政シミュレーションに基づく今後の縮減目標（注11）が設定されていることから、今後の財源不足を見据え、目標達成に向けた計画の推進を図るとともに、広域連携事業についても既存事業の拡充や、新規事業連携についても検討を進めるなど、取組を更に推進する必要があります。

（注10）平成15年9月の地方自治法の改正により、これまで地方公共団体や外郭団体に限られていた公の施設の管理に、株式会社やNPO法人、市民団体など幅広い民間事業者等のノウハウを有効に活用することにより、市民サービスの質の向上と行政コストの削減を図るもの。

（注11）平成27年3月時点での保有施設を対象とし、今後20年間の財政推計の結果を踏まえ、持続可能な財政運営が可能となる施設保有量とするため、平成48年度までに25,000㎡の縮減を目標としている。

(1) 取組及び効果

3-(1)「行政評価制度の再構築」では、事務事業評価を踏まえた既存事業の見直しについて、第四次中期行財政運営計画より取り組まれており、24年度当初予算からの効果額累計は5億円を越すなど、一定の効果을上げています。

3-(2)「補助金等の適正化」では、補助金等適正化委員会(23年度をもって終了)及び事務事業評価において、補助金等の評価が行われ、予算編成過程における一定の検証がなされています。

3-(3)「民間活力の有効活用」では、28年度末をもって市内公立保育所の民営への移行が完了したことや、30年度に教育福祉総合センター及び市民図書館の管理運営について指定管理者を決定したこと、PPP/PFI(注12)について30年度にたま公民連携PPP/PFIプラットフォームへの参画など、民間活力の有効活用に向けた取組が進められています。

3-(4)「公共施設マネジメントの推進」では、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、個別施設計画(注13)の策定に向けた取組が進められています。

3-(5)「広域連携の推進」では、図書館相互利用や職員人事交流、外部監査の実施など近隣を主とした他自治体との広域連携が実施されています。また、ごみ処理の広域化に向けた取組については、西多摩衛生組合への加入要請後、構成市町との自治体間協議や焼却施設周辺住民への説明会がなされてきましたが、自区内処理の可能性についての検討を進める中で、30年度に加入要請を取り下げ、延命化修繕を施すことで、清掃センターでの処理を継続することが決定されました。

(注12) PPPは Public Private Partnership の略で、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念を指し、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。PFIは Public Finance Initiative の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法を指す。

(注13) インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)に定める、実施時期や対策内容、対策費用等を記載した個別施設ごとの長寿命化計画。

(2) 評価

項目コード	大項目名	中項目名	評価	
			29年度	30年度
3-(1)	行政評価制度の再構築	行政評価制度の再構築	B	B
3-(2)	補助金等の適正化	補助金等の適正化	B	B
3-(3)	民間活力の有効活用	民間委託の推進	A	A
		指定管理者制度やPPP/PFIの活用	B	A
3-(4)	公共施設マネジメントの推進	公共施設等総合管理計画に基づく取組の推進	A	A
		遊休地の積極的な売却や貸付に向けた取組（再掲）	A	A
3-(5)	広域連携の推進	広域連携の推進	A	A
		ごみ処理の広域化に向けた取組	B	B

「3 効率的・効果的な財政運営」における取組項目は大項目が5、中項目が8項目です。

3-(1)「行政評価制度の再構築」については、事務事業評価を踏まえた既存事業の見直しについて、一定の効果を上げており、評価の手法等について研究が進められているが、制度の再構築には至っていないため、29・30年度いずれも評価を「B」としました。今後はBPRの手法を用いた分析等も参考にしながら、制度の再構築に努めていく必要があります。

3-(2)「補助金等の適正化」については、補助金等適正化委員会の終了により、事務事業評価の中で補助金等の評価が行われており、予算編成過程における補助金等の一定の検証や、適正化に関する調査、研究がなされていますが、抜本的な見直しには至っていないことから、29・30年度いずれも評価を「B」としました。今後は補助金等の更なる適正化に努めることはもとより、抜本的な見直しに向けた検証方法の研究等を行っていく必要があります。

3-(3)「民間活力の有効活用」における「民間委託の推進」については、保育所の民営化や技能労務職の退職不補充を原則とした職員数の減員など、聖域を設けることなく民間委託の推進が図られているものとし、29・30年度いずれも評価を「A」としました。また、「指定管理者制度やPPP/PFIの活用」については、29年度は指定管理者制度実施件数が既存の1件でしたが、30年度は教育福祉総合センター及び市民図書館の管理運営について、新たに指定管理者を決定したこと、更にはPPP/PFIについて、たま公民連携PPP/PFIプラットフォームに参画したこと等から、評価については29年度を「B」、30年度を「A」としました。今後は公共施設等総合管理計画における基本方針において、PPP/PFI等民間活力を活かした行政サービスの展開を図るとされていることから、教育福祉総合センターに続く更なる有効活用を進めて行く必

要があります。

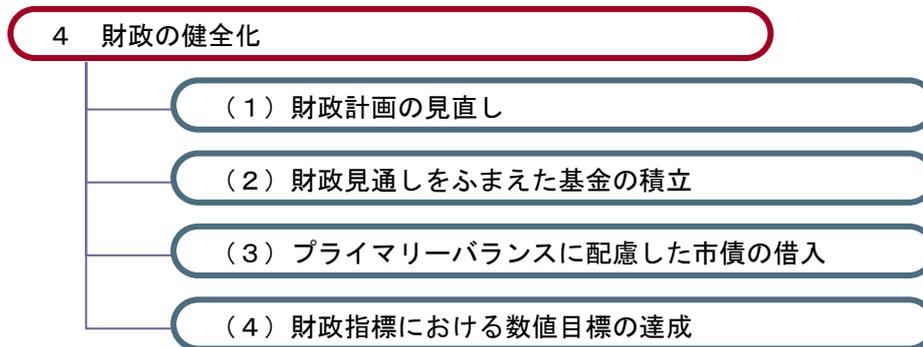
3-(4)「公共施設マネジメントの推進」の2項目については、個別施設計画の策定に向け、簡易老朽化調査及び保全計画工程表の作成、公共施設計画検討部会や作業部会の新設等、各種取組が進められていること、プロジェクトチームによる普通財産や特定公共物の検討が行われ、普通財産の公売や特定公共物の売却など、歳入の確保に確実に努められていること等から、29・30年度とも評価を「A」としました。

今後も個別施設計画の策定に向けた各種取組を進めるとともに、歳入確保の観点から公有財産の有効活用を図っていく必要があります。

3-(5)「広域連携の推進」については、近隣を主とした他自治体との広域連携が継続的に実施されていることから、29・30年度とも評価を「A」としました。引き続き様々な行政課題の解決を図るため、既存事業の連携の拡充や、新たな連携についての検討が必要と考えます。

また、「ごみ処理の広域化に向けた取組」については、本プランの策定時に「可燃ごみ焼却施設（清掃センター）について、広域化による可燃ごみの共同処理体制に向け、西多摩衛生組合への加入に向けた協議を進める」こととし、取組項目を設定しましたが、自区内処理の可能性についての検討を進める中で、30年度に加入要請を取り下げ、清掃センターでの処理を継続することが決定されました。しかしながら、ごみ減量化については昭島市の重要課題であり、引き続き取組を進めていく必要があることから、本項目を残し検証、評価を行うこととし、29・30年度とも評価を「B」としました。

4 財政の健全化



市の財政は、今後市税などに一定の増が見込まれるものの、歳入の大幅な改善が見込まれない状況にある中で、老朽化が進む公共施設等の保全・更新費用、高止まりする扶助費への対応など、更なる財政需要の高まりが予測されています。

こうした状況下においても、市民サービスの維持向上を図り、市民から信頼される市政運営に努めていくためには、財政の健全化に向けた取組を推進し、市政運営を財政面からしっかりと支える必要があります。

平成27年4月に策定した「中期財政計画」について、将来の財政見通しを可能な限り捉え、更新を図ることにより、中長期的な視点に立った財政運営に努める必要があります。

また、財政見通しを踏まえた基金残高は、今後減少することが見込まれていることから、中期財政計画において設定している基金積立目標額の達成に努めるとともに、市債についてはこれまで取り組んできた「返す以上に借りない」を基本に、プライマリーバランス（注14）に配慮した計画的な借入れを行う必要があります。

これらを踏まえた上で、財政の健全性を示す財政指標について、その数値目標の達成を目指すことにより、将来にわたり安定的な財政運営を行っていく必要があります。

（1）取組及び効果

4－（1）「財政計画の見直し」では、現行の中期財政計画について、令和2年度までを計画期間とする中で毎年度の実施計画策定に合わせ、市の事業や税制改正などを反映させた定期的な更新がなされています。

4－（2）「財政見通しをふまえた基金の積立」では、中期財政計画の更新時に3年後までの基金積立金現在高の見通しが立てられており、定期的な見直しが行われています。

（注14）基礎的財政収支とも呼ばれ、地方債発行額や財政調整基金等取崩額を除いた収入額と、地方債償還額と財政調整基金等積立額を除いた支出額のバランスを見て、財政の健全性を判断する指標。

また、財政調整基金及び公共施設整備資金積立基金については、30 年度末時点の現在高が目標額を上回るなど、基金積立金の確保が図られています。

4－(3)「プライマリーバランスに配慮した市債の借入」では、市債現在高は年々減少しており、建設事業債については実施計画に掲載されている事業等から所要額を見込むなど、市債の借入について適切な活用が図られています。

また、臨時財政対策債(注15)については、財源不足への対応として毎年度一定額の借入れが行われていますが、市債全体での毎年度の借入額は償還額を下回っており、将来世代への影響に十分配慮した借入れが行われています。

4－(4)「財政指標における数値目標の達成」では、経常収支比率(注16)、実質公債費比率(注17)、将来負担比率(注18)のいずれも財政の健全化に関する数値目標を達成しています(下表参照)。今後もこれらの指標の動向に注視し、財政の健全化に努めていく必要があります。

★ 財政の健全化に関する数値目標 = 各年度における経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率について、次のとおりとする。

項 目		29年度	30年度
経常収支比率	目標	96.2%以下	97.9%以下
	実績	92.8%	90.9%
実質公債費比率	目標	0.3%以下	0.3%以下
	実績	0.2%	0.2%
将来負担比率	目標	▲18.9%以下	▲14.5%以下
	実績	▲19.2%	▲26.4%

(注15) 一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例措置として発行される地方債。各地方公共団体の財政状況を基準にして、団体ごとに発行可能額が算定される。

(注16) 人件費や公債費などの経常的な支出に対し、市税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを示す指標で、財政構造の弾力性を示す指標となっています。一般的には、80%を超えると財政の弾力性を失いつつあると言われている。

(注17) 平成19年度決算から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき公表することが義務付けられた新たな財政指標で、市の財政規模に対する特別会計などを含めたすべての借金の返済に充てた税などの割合を指す。家計に例えると、1年間の家計における住宅ローンなどの借金返済額の割合となる。

(注18) 実質公債費比率と同じく、平成19年度決算から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき公表することが義務付けられた新たな財政指標で、市の財政規模に対する今後支払う負債に充てる税などの割合を指す。家計に例えると、これから支払うべき住宅ローンなどの残額から貯金などを差し引いた金額が、1年間の家計の規模と比べてどのくらいかという割合となる。

(2) 評価

項目コード	大項目名	中項目名	評価	
			29年度	30年度
4-(1)	財政計画の見直し	中期財政計画の見直し	A	A
4-(2)	財政見通しをふまえた基金の積立	基金積立目標額の見直し	B	B
		目標額達成に向けた取組の推進	A	A
4-(3)	プライマリーバランスに配慮した市債の借入	プライマリーバランスに配慮した市債の借入	A	A
		臨時財政対策債の抑制	A	A
4-(4)	財政指標における数値目標の達成	経常収支比率	A	A
		実質公債費比率	A	A
		将来負担比率	A	A

「4 財政の健全化」における取組項目は大項目が4、中項目が8項目です。

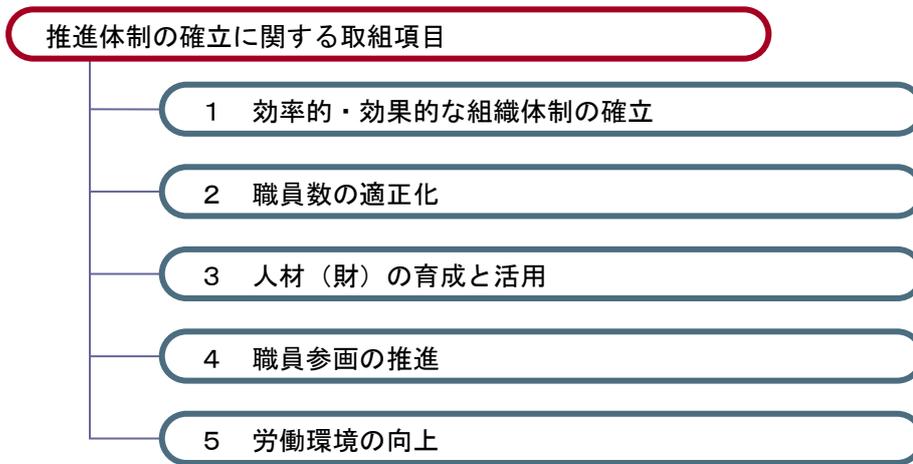
4-(1)「財政計画の見直し」については、毎年度の実施計画策定に合わせた定期的な更新がなされていることから、29・30年度の評価をいずれも「A」としました。今後、令和3年度からを計画期間とする新たな総合基本計画がスタートしますが、財政計画は財源の裏付けを確保するための重要な計画となりますので、その内容についての検討が必要と考えます。

4-(2)「財政見通しをふまえた基金の積立」における「基金積立目標額の見直し」については、老朽化が進む公共施設等の修繕や更新等により、基金の大幅な需要増が見込まれているものの、基金積立目標額の変更は行われなかったことから、29・30年度の評価をいずれも「B」としました。今後策定される個別施設計画において、公共施設等の適切な維持管理に要する費用を踏まえ、適切な基金積立目標額を設定する必要があります。また、「目標額達成に向けた取組の推進」については、29・30年度とも決算余剰金の2分の1以上の基金積立が行われ、基金積立金の確保が図られていることから、いずれも評価を「A」としました。引き続き歳出削減の取組等により、基金取崩額の削減に努める必要があります。

4-(3)「プライマリーバランスに配慮した市債の借入」については、市債借入額が償還額を下回り、将来世代への影響に十分配慮した借入れとなっていることから29・30年度とも評価を「A」としました。今後も「返す以上に借らない」を原則に、世代間負担の公平性や将来世代への影響に十分配慮しながら、借入額の抑制に努める必要があります。

4-(4)「財政指標における数値目標の達成」についても、すべての項目で数値目標を達成しており、29・30年度とも評価を「A」としました。引き続き、数値目標を上回ることはないよう、健全な財政運営に努める必要があります。

II 機動的な推進体制の確立に向けた取組（定員適正化計画）



昭島市では、これまで大変厳しい財政状況が続く中で、将来にわたって持続可能な自主・自立の行財政運営を進めていくため、行財政改革を喫緊かつ最重要の課題として位置づけ、事務事業の見直しや業務の民間委託などに取り組み、職員数の適正化に努めてきました。

しかしながら、地方分権の進展に伴い、地方自治体は自主性・自立性を高め、その地域課題に対応した施策を主体的に担い、地域の実情に即した積極的な行政を展開していくことが求められています。このためには、これまでの人員の削減による職員数の適正化によらず、人材を育成・活用した機動的な推進体制を整備し、各種施策を推進する必要があります。

こうしたことから、今後の職員数の定員適正化については、都内自治体の職員数との均衡にも配慮しながら、時代の変化や多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応するため、効率的・効果的な組織体制の確立、多様な雇用形態による職員の活用などにより、展開を図る必要があります。

また、職員には地域経営的発想により、政策立案・形成能力を高めていくことが求められており、多様な手法により人材の育成と活用を図るとともに、その能力を施策や事務事業に反映させられるよう、プロジェクトチームの活用や職員提案制度（注19）など、職員参画を強力に推進する必要があります。

更には、職員一人ひとりが全体の奉仕者として適正な職務遂行に努め、職務に対する意欲を向上させるためには、心身ともに健康かつ健全で、その能力を十分に発揮できるよう、労働環境を向上させることも必要です。

（注19）市民サービスの向上とより効果的・効率的な行財政運営の実現を図ることを目的として、職員が自由な発想や創意工夫に基づいて、市の施策に直結した提案を行うことができる制度。必要に応じて市長が示す課題に対して提案する課題部門と、市政全般の施策や事務改善に関し自由に提案できる自由部門がある。

(1) 取組及び効果

定一1「効率的・効果的な組織体制の確立」では、なしのき保育園の民営化に伴う子ども家庭部の組織見直し、国民健康保険の広域化や下水道事業の公営企業会計移行、新たな総合基本計画の策定に対応するための担当職設置など、様々な行政課題に対応できる組織体制の構築及び必要に応じた集中的な人員配置がなされています。

定一2「職員数の適正化」では、普通会計(注20)における人件費比率、職員給比率のいずれも機動的な推進体制の確立に向けた数値目標を達成しています(次頁参照)。また、職員の採用についても、社会人経験者が受験しやすい試験区分の新設や採用試験説明会の実施など、多様な雇用形態による職員の活用が図られています。

定一3「人材(財)の育成と活用」では、昭島市人材育成基本方針(注21)に基づき、各種研修の実施や内容の充実が図られています。また、人事評価制度についても、評価結果の勤勉手当及び昇給への反映や、職員アンケート結果を踏まえた見直しなど、適切な運用に努められています。

定一4「職員参画の促進」では、若手・中堅職員を中心とした部活性化プロジェクトや職員提案制度の実施により、職員参画による課題解決の機会の充実が図られています。

定一5「労働環境の向上」では、機動的な推進体制の確立に向けた数値目標として、平均年次有給休暇取得日数の対前年比3%増を目指し、休暇取得促進キャンペーンなど、ワーク・ライフ・バランス(注22)の推進に向けた各種取組が実施されています(次頁参照)。また、ストレスチェック制度(注23)や職層別研修の実施など、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組も進められています。

(注20) 総務省が定める基準により決算数値を整理したもので、各地方公共団体間の相互比較や時系列比較が可能となるよう、全国統一に用いられる会計。

(注21) 職員の能力開発を総合的、計画的に推進するための基本的な事項を明らかにし、能力開発に関する諸施策の実施基準とするため、平成22年3月に策定。

(注22) 「仕事と生活の調和」の意味で、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても多様な生き方が選択・実現できるような状態にあること。

(注23) 平成26年に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」に基づき、心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)及びその結果に基づく面接指導の実施等を内容とした制度。平成27年12月施行。

★ 機動的な推進体制の確立に向けた目標① = 各年度の普通会計における人件費比率について、前年度比率以下とする。

項 目		29年度	30年度
人件費比率	目標	13.6%以下	13.4%以下
	実績	13.4%	12.7%

★ 機動的な推進体制の確立に向けた目標② = 各年度の普通会計における職員給比率について、前年度比率以下とする。

項 目		29年度	30年度
職員給比率	目標	8.9%以下	8.7%以下
	実績	8.7%	8.2%

★ 機動的な推進体制の確立に向けた目標③ = 定員管理については、市民サービスの質を確保しつつ、行政課題に対応した組織体制の構築に努めるとともに、地域特性や類似団体等との比較による分析を踏まえ、適正な職員数による行財政運営に努める。

項 目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
各年度の職員数 (4月1日現在)	643人	632人	634人	631人	626人

※ 地方自治法に基づく派遣(注24)を除く

★ 機動的な推進体制の確立に向けた目標④ = 各年の平均年次有給休暇取得日数について、対前年比で3%の増加に努める。

項 目		28年	29年	30年
各年の平均年次有給休暇取得日数	目標	-	12.5日	13.7日
	実績	12.1日	13.3日	13.2日

(注24) 地方自治法第252条の17の規定に基づき、職員の能力向上や昭島市の事業と密接な関連を有する団体との人事交流等を目的として、様々な団体に職員を派遣している。平成31年4月1日現在、東京都六市競艇事業組合、東京都十一市競輪事業組合、東京たま広域資源循環組合、東京都市町村職員研修所、東京都後期高齢者医療広域連合に各1人ずつ、計5人の職員を派遣している。

(2) 評価

項目コード	大項目名	中項目名	評価	
			29年度	30年度
定-1	効率的・効果的な組織体制の確立	様々な行政課題に対応できる組織体制の確立	A	B
		重点施策への人員配置	A	A
定-2	職員数の適正化	定員適正化の着実な推進	A	A
		多様な雇用形態による職員の活用	A	A
定-3	人材（財）の育成と活用	人財の育成に向けた取組の推進	A	A
		人事評価制度の推進	A	A
定-4	職員参画の促進	プロジェクトチームの活用	A	A
		職員提案制度の推進	A	A
定-5	労働環境の向上	ワーク・ライフ・バランスの推進	A	B
		メンタルヘルス対策の充実	A	A

「機動的な推進体制の確立に向けた取組（定員適正化計画）」における取組項目は大項目が5、中項目が10項目です。

定-1「効率的・効果的な組織体制の確立」における「様々な行政課題に対応できる組織体制の確立」については、29年度になしのき保育園の民営化に伴い職員20名を条例に基づき昭島市社会福祉事業団へ派遣するなど、組織の抜本的な見直しが行われたことから、評価を「A」としました。30年度は水道部業務課の見直しが行われたものの、保健福祉部内への福祉総務課の新設については検討に時間を要し、実現には至らなかったことから、評価を「B」としました。また、「重点施策への人員配置」については、重要課題や重点施策に集中的に対応するための担当職の設置がなされていることから、29・30年度の評価をいずれも「A」としました。今後も様々な行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう、効率的・効果的で機動的な組織体制の確立に努めていく必要があります。

定-2「職員数の適正化」から定-4「職員参画の促進」までの6項目については、いずれも各項目における取組が十分に行われており、29・30年度とも評価を「A」としました。職員数については、職員一人あたりの人口が多摩26市での比較において、中位以下であることから、今後も地域特性や類似団体等との比較による分析を踏まえ、適正な職員数による行財政運営に努めていく必要があります。また、令和2年度からの会計年度任用職員制度の実施に向け、情報収集や関係部署と連携し制度の実施に支障のないよう、準備に取り組む必

要があること、研修の充実により職員全体の資質向上を図ること等、様々な行政課題に柔軟に対応できる人材を育成・活用し、機動的な推進体制を構築していくことが重要と考えます。

定-5「労働環境の向上」における「ワーク・ライフ・バランスの推進」については、社会全体での「働き方改革」が求められている中、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた各種取組が展開されています。29年度の評価については「A」としましたが、数値目標である平均年次有給休暇取得日数について、30年は減となったことを踏まえ、評価を「B」としました。また、「メンタルヘルス対策の充実」については、ストレスチェック制度や職層別研修の実施など、メンタルヘルス不調の未然防止に努められ、病休者、高ストレス者ともピーク時より減少傾向となっていること等から、29・30年度の評価をいずれも「A」としました。しかしながら、メンタル不全による病休者数は少ないとは言えず、延べ病休日数も年間3,000日を超えていることから、今後もメンタルヘルス対策のより一層の充実を図る必要があります。

2. 各取組項目の状況と評価

項目コード	1-(1)	担当課	① 防災課、福祉総務課、健康課 ② 防災課、生活コミュニティ課、交通対策課、指導課
基本方針	時代を捉えたまちづくりの推進		
大項目名	安全・安心なまちづくりの推進		

中項目名	① 危機管理体制の確立		
内容	東日本大震災や近年多発する自然災害の教訓を踏まえ、地域防災計画の定期的な見直しや職員の災害時対応力の強化、災害時応援協定の拡大を図る。また、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）への対応など万一の事態が発生した場合に備え、国民保護計画の見直しや国民保護事業への対応力の強化等、危機管理体制の更なる充実を図る。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	地域防災計画(25年度修正)に対応する食糧・物資の備蓄 ※目標備蓄数 30,000人分(避難所生活者想定人数)	・ 拝島駅前備蓄倉庫の新規整備(+1か所、2,200人分) ・ 29年度末備蓄(29,000人分)	・ 30年度末備蓄(29,000人分)
	総合防災訓練の円滑な実施	・ 総合防災訓練参加人数(1,215人) ・ 実施医療救護活動(トリアージ)訓練を導入	・ 総合防災訓練参加人数(1,122人)
	災害応援協定の推進	・ 新規協定締結数(3団体)	・ 新規協定締結数(5団体)
	避難行動要支援者名簿の作成		・ 避難行動要支援者名簿(H31年1月現在)を作成
	危機管理体制の強化	・ 共同利用型被災者生活再建支援システム整備	・ 全国瞬時警報システム(J-A L E R T)新型受信装置購入
	評価	A	A
今後の取組方針	毎年度実施している総合防災訓練により、防災活動の連携・円滑な運用と防災意識の高揚が図られている。今後は土砂災害警戒区域等の指定や指定緊急避難場所等の指定を反映した地域防災計画の修正を行い、危機管理体制の更なる充実を図っていく。 また、避難行動要支援者名簿については、年1回の更新を行い、適宜、避難支援等関係者へ配付していく。		

中項目名	② 地域の防犯・防災対策の推進		
内容	貸出用青色パトロール車の利用促進や振り込め詐欺被害防止の取組等による防犯対策、市民自主防災組織等への支援や学校避難所運営委員会の推進、講話等による防災意識の啓発など、地域ぐるみでの防犯・防災対策の取組の推進に努める。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	学校避難所運営委員会、訓練の実施	・ 学校避難所運営委員会の実施(89回)	・ 学校避難所運営委員会の実施(74回)
	自主防災組織リーダーの育成 ※目標年間参加者数 100人	・ 自主防災組織リーダー研修会年間参加者数(88人)	・ 自主防災組織リーダー研修会年間参加者数(88人)
	特殊詐欺防止対策による自動通話録音機の設置	・ 自動通話録音機設置数(120台)	・ 自動通話録音機設置数(100台)
	駅前への街頭防犯カメラの設置 ※設置台数 25台	・ 29年度末市内各駅周辺設置率(90%)	・ 東中神駅北口への街頭防犯カメラの設置(2台) ・ 30年度末市内各駅周辺設置率(100%)
	小・中学校におけるスクールガードリーダーの配置	・ 配置校数(19校全校)	・ 配置校数(19校全校)
	評価	A	A
今後の取組方針	街頭防犯カメラの適切な維持管理や、街路灯の計画的なLED等省エネルギー器具への交換を進めていく。 また、学校避難所運営委員会や自主防災組織リーダー研修会の実施、スクールガードリーダーによる登下校区域の見守り、学校公開に合わせたセーフティ教室の実施等、引き続き地域ぐるみでの防犯・防災対策の取組の推進に努めていく。		

項目コード	1-(2)	担当課	① 広報課、産業活性課、関係各課 ② 関係各課
基本方針	時代を捉えたまちづくりの推進		
大項目名	積極的な情報発信		

中項目名	① 効果的・戦略的な情報発信の推進		
内容	広報あきしまや市ホームページ、公式Twitter（ツイッター）、公式動画チャンネルなどの様々な広報媒体を活用し、タイムリーでわかりやすい情報の提供や、昭島市の魅力を市内外に効果的・戦略的に発信し、シティプロモーションの視点による広報活動を推進する。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	公式ツイッターを活用した情報提供	・ツイート数（528回） ・年度末フォロワー数 （2,244人/目標：R1までに3,500人）	・ツイート数（484回） ・年度末フォロワー数 （2,720人/目標：R1までに3,500人）
	市職員採用PR動画やショートムービーの作成・公開	・動画作成本数（27本/目標：10本） ・動画視聴回数（延べ10,051回）	・動画作成本数（21本/目標：10本） ・動画視聴回数（延べ4,036回）
	昭島ロケーションサービスによるロケ受入	・ロケ実績数（136回/目標：60回）	・ロケ実績数（139回/目標：70回）
	市民便利帳の発行		・市民便利帳作成（60,000部）
	評価	A	A
今後の取組方針	令和元年度のホームページリニューアルに向け、利用者にとってわかりやすいものとなるよう内容の改善・充実を図るとともに、様々な広報媒体を活用しながらタイムリーでわかりやすい情報の提供に努めていく。 また、昭島ロケーションサービスによるロケ受入など、昭島観光まちづくり協会とも連携しながら市の魅力を効果的・戦略的に発信していく。		

中項目名	② 携帯端末を活用した情報発信サービスの充実		
内容	携帯メールによる情報発信サービスや、スマートフォン・タブレット端末向けアプリについて、市民ニーズや携帯端末の特性を活かした広報内容を検討するなど、サービスの充実を図る。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	携帯メール情報サービス、電話応答サービスによる災害情報の伝達	・サービスの実施	・サービスの実施
	防災行政無線のデジタル化 ※平成29～令和3年度に新設を含む68施設 の更新を予定	・実施施設数（1施設）	・実施施設数（28施設）
	各種アプリの配信	・ごみ分別アプリの配信（6月より、ダウンロード2,763件）	・ごみ分別アプリの配信（ダウンロード5,078件） ・あきしま子育てアプリの配信（10月より、累計登録者704人）
	評価	A	A
今後の取組方針	携帯メール情報サービス及び電話応答サービスを引き続き実施し、災害情報の確実な伝達に努めていく。 また、市民が利用しやすい各種アプリの提供について調査、研究していく。		

項目コード	1-(3)	担当課	① 生活コミュニティ課、関係各課 ② 産業活性化課、関係各課
基本方針	時代を捉えたまちづくりの推進		
大項目名	多種多様な連携・協力の推進		

中項目名	① 市民との連携、参画・協働によるまちづくりの推進		
内容	地域の課題や問題の解決が図られるよう、自治会を中心に様々な団体と柔軟かつ有機的に連携し、市民とともにまちづくりの推進に努める。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	自治会への加入促進	<ul style="list-style-type: none"> 自治会数 (96自治会) 自治会加入率 (35.8%) 転入者への加入案内配布 自治会集会施設整備補助 (3件) 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会数 (98自治会) 自治会加入率 (35.4%) 転入者への加入案内配布 自治会集会施設整備補助 (3件)
	市民活動支援事業補助制度の実施	<ul style="list-style-type: none"> 補助団体数 (2団体) 	<ul style="list-style-type: none"> 補助団体数 (1団体)
	市内クリーン運動や喫煙マナーアップキャンペーンの実施	<ul style="list-style-type: none"> 市内クリーン運動参加者数 (2,570人) 喫煙マナーアップキャンペーン実施回数 (5回) 	<ul style="list-style-type: none"> 市内クリーン運動参加者数 (2,374人) 喫煙マナーアップキャンペーン実施回数 (5回)
	アダプト制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> アダプト団体数 (道路: 24団体、公園: 17団体) 	<ul style="list-style-type: none"> アダプト団体数 (道路: 25団体、公園: 17団体)
	評価	B	B
今後の取組方針	自治会への加入促進を図るため、引き続き転入者への案内や市と自治会連合会が連携した地域力向上委員会の活動を実施していく。 また、昭島市環境基本計画に基づき、市内クリーン運動や喫煙マナーアップキャンペーンなどの各種取組を今後も継続していく。		

中項目名	② 多種多様な連携・協力体制の拡充		
内容	企業や大学、NPO等との多種多様な連携・協力について、他自治体の取組事例等を調査・研究するとともに、更なる事業の展開を図り、地域の活性化や市民サービスの向上に努める。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	産業の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 産業まつり開催 (来場者数 76,000人/目標: 75,000人) 産業サポートスクエアTAMAとの連携によるたま工業交流展の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 産業まつり開催 (来場者数 78,000人/目標: 75,000人) 産業サポートスクエアTAMAとの連携によるたま工業交流展の開催 まちづくり企業サミットの開催 (参加12団体)
	事業承継に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 事業承継セミナーの開催 (参加社数35社/目標: 10社) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業承継セミナーの開催 (参加社数10社/目標: 10社)
	大学との連携		<ul style="list-style-type: none"> 多摩大学との連携協定の締結
	評価	A	A
今後の取組方針	市内事業者や産業サポートスクエアTAMA等と、引き続き産業の連携に関する取組を継続するとともに、多摩大学との連携により市内工業の見える化や空き店舗活用・商店街の魅力向上の取組等を実施していく。 また、新たな連携に関する取り組みとして文化・スポーツの分野において、武藤順九彫刻園や栗田工業ウォーターガッシュとの連携を図る。		

項目コード	1-(4)	担当課	① 行政経営担当、法務担当、関係各課 ② 情報推進課
基本方針	時代を捉えたまちづくりの推進		
大項目名	窓口サービスの充実		

中項目名	① 窓口サービスの質的向上		
内容	福祉や税等における窓口での諸手続きについて、マイナンバー（社会保障・税番号）制度を利用した情報連携の運用に努めるとともに、質の高い窓口サービスの提供を推進する。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	マイナンバー制度に係る情報連携	・マイナンバーカード交付枚数 (年3,835枚、累計13,914枚)	・マイナンバーカード交付枚数 (年3,360枚、累計17,274枚)
	住民票写し等のコンビニエンスストア交付サービスの実施	・コンビニ交付枚数 (1,871枚)	・コンビニ交付枚数 (2,946枚)
	評価	B	B
今後の取組方針	業務効率化のため、継続して情報連携の適切な運用を図るとともに、マイナンバーカードの交付枚数の増加に取り組む。 また、窓口サービスの充実に向け、AI（人工知能）やRPA（ロボットを活用した業務の自動化）の活用等、BPR（業務改善）の取組について調査・研究を行っていく。		

中項目名	② 基幹系システムの計画的な更新による最適化の推進		
内容	市民ニーズの多様化や行政需要の増大などの変化を的確に把握し、市民の利便性向上を図るため、基幹系システムの計画的な更新による最適化を推進し、窓口業務の質的向上に努める。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	基幹系システムの計画的な更新		・基幹系（住民情報）システム用サーバー、パソコン、プリンタの更新
	評価	—	A
今後の取組方針	今後も計画的、効率的にシステム及び機器の更新を実施し、システムの安定稼働の確保を図る。		

項目コード	2-(1)	担当課	①② 納税課
基本方針	財源の確保		
大項目名	税収の確保		

中項目名	① 収納率向上に向けた取組		
内容	徴収担当職員の知識・能力の向上や、訪問・夜間等の電話催告実施等による収納体制の強化、差押などの滞納処分の強化を図ることにより、市税等の収納率向上に向けた取組を継続して進める。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	【数値目標】 市税の収納率について、各年度とも多摩26市の平均以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・現年課税分99.4% ・滞納繰越分34.5% ・合計98.0%(26市平均98.2%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現年課税分99.5% ・滞納繰越分38.2% ・合計98.5%(26市平均98.5%)
	国民健康保険税の収納対策	<ul style="list-style-type: none"> ・現年課税分93.7% ・滞納繰越分26.8% ・合計81.9% 	<ul style="list-style-type: none"> ・現年課税分94.1% ・滞納繰越分30.0% ・合計83.8%
	滞納整理の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・休日窓口開設(12日、445人) ・訪問徴収(314件) ・電話催告(6,862件) ・滞納処分差押件数(不動産39件、動産10件、預貯金等877件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日窓口開設(12日、464人) ・訪問徴収(374件) ・電話催告(5,053件) ・滞納処分差押件数(不動産118件、動産38件、預貯金等1,090件)
	評価	A	A
今後の取組方針	徴収率については成果及び効果が表れており、今後も着実に収納率向上の取組を進めていく。		

中項目名	② 多様な納税方法の推進		
内容	コンビニエンス収納及びクレジット収納について、引き続き利用促進を図るとともに、マルチペイメントネットワークの活用検討など、多様な納税方法により納税者の利便性向上に努める。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	多様な納税方法の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替の利用促進、コンビニ収納、クレジット収納による納付方法の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替の利用促進、コンビニ収納、クレジット収納による納付方法の周知
	評価	A	A
今後の取組方針	引き続き納付方法の周知に努めながら、スマートフォン決済アプリなど他の収納方法について研究していく。		

項目コード	2-(2)	担当課	① 行政経営担当、契約管財課、関係各課 ② 管理課
基本方針	財源の確保		
大項目名	公有財産の有効活用に向けた多角的な検討		

中項目名	① 遊休地の積極的な売却や貸付に向けた取組		
内容	市が保有する財産のうち、活用がなされていない遊休地について、公共施設の再編に配慮しながら多角的な検討を行い、積極的な売却や貸付に努める。 ※「3-(4) 公共施設マネジメントの推進」にも掲載		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	遊休地の活用に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ・公有財産の有効活用に関するプロジェクトチーム会議の開催(3回) ・普通財産の有効活用の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・普通財産1件の公売を実施(落札価格80,080千円/予定価格70,788千円)
	評価	A	A
今後の取組方針	今後もプロジェクトチームによる検討を行い、遊休地の活用を図っていく。		

中項目名	② 特定公共物の適切な管理、売却		
内容	市が保有する里道や水路などの特定公共物について、求積や占有の有無等を把握し適切な管理に努める。また、これらのうち有効活用が見込めるものについては、積極的な売却に努める。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	特定公共物の有効活用についての検討	<ul style="list-style-type: none"> ・公有財産の有効活用に関するプロジェクトチーム会議の開催(3回) ・特定公共物の有効活用の検討 	
	特定公共物の適切な管理、売却	<ul style="list-style-type: none"> ・売却面積(172.16㎡、5件) ・売却収入額(16,052,139円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・売却面積(372.44㎡、4件) ・売却収入額(26,454,258円)
	評価	A	A
今後の取組方針	今後も特定公共物の適切な管理に努め、時機を見極めて、有効活用が見込めるものについては売却に向けた取組を進めていく。		

項目コード	2-(3)	担当課	①② 行政経営担当、関係各課
基本方針	財源の確保		
大項目名	受益者負担の見直し		

中項目名	① 受益者負担の定期的な見直し		
内容	使用料・手数料について、引き続き定期的な検証・見直しを図ることにより、受益者から適正な負担を求め、公平・公正性の確保に努める。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	受益者負担の見直しについての検討	・使用料及び手数料についての庁内調査を実施 ・庁内調査結果及び他市の状況等を参考に検討	・庁内調査結果及び他市の状況等を参考に検討
	評価	B	B
今後の取組方針	消費税増税等による他市の状況を参考に、引き続き受益者負担の見直しについて検討していく。		

中項目名	② 新たな受益者負担の導入		
内容	現在市が無料で提供しているサービスについて、その内容が一部の市民に対するサービスとなる場合は、受益者負担の導入に向けた検討を行う。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	新たな受益者負担の導入に関する検討	・サービスについての調査・研究 ・教育福祉総合センター使用料（シアター、講習・研修室、駐車場）の検討	・サービスについての調査・研究 ・教育福祉総合センター条例の施行
	評価	C	C
今後の取組方針	受益者負担見直しの検討とともに、新たな受益者負担導入について引き続き調査・研究していく。		

項目コード	2-(4)	担当課	①② 財政課
基本方針	財源の確保		
大項目名	ふるさと納税の推進		

中項目名	① ふるさと納税の推進		
内容	ふるさと納税を更に推進していくため、返礼品目や返礼対象寄附額などを定期的に見直すとともに、市ホームページやふるさと納税ポータルサイトの掲載内容の充実に努める。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	ふるさと納税による寄附	<ul style="list-style-type: none"> 寄附件数 (229件/目標:10件) 寄附額 (8,835千円) 【参考】 他自治体へのふるさと納税 (105,473千円)	<ul style="list-style-type: none"> 寄附件数 (316件/目標:15件) 寄附額 (5,065千円) 【参考】 他自治体へのふるさと納税 (147,438千円)
	ふるさと納税の推進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ポータルサイトの活用 返礼品目の拡充 (9種増、計13種) 返礼対象寄附額の複数化 	<ul style="list-style-type: none"> ポータルサイトの活用 返礼品目の拡充 (8種増、計21種) 返礼対象寄附額の複数化
	評価	A	A
今後の取組方針	新たなふるさと納税制度への対応を図りつつ、魅力的な返礼品目を増やすとともに返礼対象寄附額等を拡充し、寄附金額の多様化・寄附機会の拡充を図る。		

中項目名	② 事業費の財源確保に向けた取組		
内容	特定の事業に対する寄附金の用途限定や、クラウドファンディングの活用など、事業費の財源確保に向けた取組を行う。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	寄附金使途の選択肢の多様化	<ul style="list-style-type: none"> 寄附金使途の選択肢に第五次総合基本計画施策大綱に基づく分野別指定、高等学校等の生徒への奨学金及び教育福祉総合センターの整備を追加 	<ul style="list-style-type: none"> 寄附金使途の選択肢についてホームページにて公表
	クラウドファンディングの取組		<ul style="list-style-type: none"> クラウドファンディング活用事業等についての検討
	評価	A	A
今後の取組方針	特定事業を定期的に見直し、共感を呼べる寄附金使途の設定に努める。また、クラウドファンディングを実施し、事業費の財源を確保するとともに、次の活用事業について検討する。		

項目コード	2-(5)	担当課	① 行政経営担当、情報推進課、関係各課 ② 行政経営担当、関係各課
基本方針	財源の確保		
大項目名	更なる歳入の確保		

中項目名	① 施設命名権収入及び広告掲載料の拡充		
内容	現在、市民会館及び市民球場に導入しているネーミングライツ（施設命名権）について、既存施設における命名権収入の確保に努めるとともに、他の公共施設等への導入について調査・研究を行う。また、広告掲載料についてもホームページバナー広告など既存の広告掲載の拡充に努めるとともに、新たな広告媒体への掲載についての調査・研究を行う。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	ネーミングライツによる収入確保	・パートナー事業者数（2社/目標:2社） ・収入額（3,000千円）	・パートナー事業者数（2社/目標:2社） ・収入額（3,300千円）
	ホームページ等広告掲載料による収入確保	・広告掲載料収入額（4,245千円）	・広告掲載料収入額（4,140千円）
	広告入冊子等の寄贈受入	・こんにちは赤ちゃんガイドブック（2,000部） ・窓口用封筒（82,000枚）	・市民便利帳（60,000部） ・介護保険サービスガイド（2,500部） ・マイエンディングノート（1,000部） ・窓口用封筒（76,000枚）
	評価	A	A
今後の取組方針	ネーミングライツ・パートナーによる収入確保に努めるとともに、新たな広告媒体への掲載について調査・研究していく。		

中項目名	② 新たな歳入の確保に向けた取組		
内容	「①施設命名権収入及び広告掲載料」による歳入確保の取組のほか、様々な経営資源を活用した新たな歳入確保策について検討し、自主財源の創出に努める。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	新たな歳入の確保に向けた取組	・新たな歳入確保策についての調査、研究 ・職員提案制度による提案（趣旨採用2件）	・新たな歳入確保策についての調査、研究
	評価	B	B
今後の取組方針	引き続き、新たな歳入確保策について調査・研究し、自主財源の創出に努める。		

項目コード	3-(1)	担当課	① 行政経営担当
基本方針	効率的・効果的な財政運営		
大項目名	行政評価制度の再構築		

中項目名	① 行政評価制度の再構築		
内容	事務事業評価について、次年度の予算編成への更なる活用が図られるよう、対象事業の絞り込みや評価シートの見直し等を行い、効率的・効果的な手法等による制度の再構築に努める。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	事務事業評価の実施	・29年度事務事業評価対象事業数 (内部評価476事業)	・30年度事務事業評価対象事業数 (内部評価485事業)
	事務事業評価を踏まえた既存事業の見直し	・見直しによる翌年度予算への効果額 (66,357千円、H24当初予算からの累計502,773千円)	・見直しによる翌年度予算への効果額 (40,405千円、H24当初予算からの累計543,178千円)
	評価	B	B
今後の取組方針	引き続き事務事業評価を踏まえた既存事業の見直しを行い、経常経費の削減を図るとともに、効率的・効果的な手法等を研究し、行政評価制度の再構築に努めていく。		

項目コード	3-(2)	担当課	① 行政経営担当、関係各課
基本方針	効率的・効果的な財政運営		
大項目名	補助金等の適正化		

中項目名	① 補助金等の適正化		
内容	各種団体等に対する補助金や交付金、負担金について、予算編成過程などを中心に必要性や金額等を定期的に検証し、見直しを図る。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	補助金等の適正化に関する検討	・予算編成過程での検証 ・適正化に関する調査・研究	・予算編成過程での検証 ・適正化に関する調査・研究
	評価	B	B
今後の取組方針	引き続き、予算編成過程において必要性や金額等を検証するとともに、補助金等のあり方について調査、研究を進め、適正化の取組を進めて行く。		

項目コード	3-(3)	担当課	①② 行政経営担当
基本方針	効率的・効果的な財政運営		
大項目名	民間活力の有効活用		

中項目名	① 民間委託の推進		
内容	民間委託の可能性や必要性、費用対効果を見極めながら、給食調理、施設の維持管理や清掃などの業務について、聖域を設けることなく積極的に民間委託を推進する。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	民間委託の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・なしのき保育園民営化（保育士を含む職員20名を社会福祉事業団に条例派遣） ・業務職員減員数（6名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務職員減員数（12名）
	評価	A	A
今後の取組方針	<p>直営で行っている業務について、民間委託の可能性や必要性、費用対効果を見極めながら、可能なものについては積極的に民間委託を実施していく。</p> <p>また、技能労務職については引き続き退職不補充を原則としつつ民間委託を進め、職員数の適正化に努めていく。</p>		

中項目名	② 指定管理者制度やPPP/PFIの活用		
内容	公共施設等の管理・運営について、施設の特性を踏まえ、最も効率的・効果的な手法を検討する中で、指定管理者制度やPPP/PFIなど民間活力を活用した行政サービスを拡充し、地域経営を意識した施設運営を図る。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	指定管理者制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度実施件数（1件・自転車等駐車場の管理運営） 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度実施件数（1件・自転車等駐車場の管理運営） ・教育福祉総合センター及び市民図書館の指定管理者決定
	PPP/PFIの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・PPP/PFIについての事例研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・たま公民連携PPP/PFIプラットフォームへの参画（3回）
	評価	B	A
今後の取組方針	<p>市民図書館（分館・分室を含む）については、平成31年4月より指定管理者による運営を開始する。</p> <p>引き続き指定管理者制度やPPP/PFIの活用について調査、研究を行い、市の施設運営等への民間活力の活用に向けた取組を進める。</p>		

項目コード	3-(4)	担当課	① 行政経営担当、関係各課 ② 行政経営担当、契約管財課、関係各課
基本方針	効率的・効果的な財政運営		
大項目名	公共施設マネジメントの推進		

中項目名	① 公共施設等総合管理計画に基づく取組の推進		
内容	公共施設等総合管理計画に定める公共施設の縮減目標の達成等に向け、施設の老朽化調査や修繕計画の作成、施設ごとの計画（個別施設計画）の策定など、計画の基本方針及び実施方針に基づく取組を着実に推進する。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	個別施設計画策定（令和元年度中）に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内説明会の実施 ・簡易老朽化調査の実施 ・保全計画工程表の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設計画検討部会の設置 ・作業部会の設置 ・一部施設の意向調査、現地調査 ・施設別調査票の作成
	評価	A	A
今後の取組方針	令和元年度中の個別施設計画の策定に向け、引き続き取組を進めて行く。		

中項目名	② 遊休地の積極的な売却や貸付に向けた取組（再掲）		
内容	市が保有する財産のうち、活用がなされていない遊休地について、公共施設の再編に配慮しながら多角的な検討を行い、積極的な売却や貸付に努める。 ※「2-(2) 公有財産の有効活用に向けた多角的な検討」にも掲載		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	遊休地の活用に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ・公有財産の有効活用に関するプロジェクトチーム会議の開催（3回） ・普通財産の有効活用の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・普通財産1件の公売を実施（落札価格80,080千円／予定価格70,788千円）
	評価	A	A
今後の取組方針	今後もプロジェクトチームによる検討を行い、遊休地の活用を図っていく。		

項目コード	3-(5)	担当課	① 企画政策課、関係各課 ② ごみ対策課、清掃センター
基本方針	効率的・効果的な財政運営		
大項目名	広域連携の推進		

中項目名	① 広域連携の推進		
内容	公共施設の相互利用や職員の人事交流、外部監査の実施など、市民の利便性の向上や経費削減の面から、既存の連携事業の拡充や新たな連携の検討など、様々な広域連携の取組を推進する。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	図書館の相互利用	・相互利用実施自治体数（4自治体＝立川市、福生市、武蔵村山市、あきる野市）	・相互利用実施自治体数（4自治体＝立川市、福生市、武蔵村山市、あきる野市）
	滞納整理事務に係る人事交流	・連携自治体数（1自治体＝立川市） ・滞納整理事務に係る検索、タイヤロックの実施	・連携自治体数（1自治体＝立川市） ・滞納整理事務に係る検索、タイヤロックの実施
	情報セキュリティ外部監査	・連携自治体数（3自治体＝福生市、羽村市、あきる野市）	・連携自治体数（3自治体＝福生市、羽村市、あきる野市）
	環境マネジメントシステムに係る相互環境監査	・連携自治体数（3自治体＝府中市、調布市、日野市）	・連携自治体数（3自治体＝府中市、調布市、日野市）
	創業支援事業	・連携自治体数（2自治体＝立川市、福生市） ・T.A.F.創業セミナーの開催（13回）	・連携自治体数（2自治体＝立川市、福生市） ・T.A.F.創業セミナーの開催（13回）
	評価	A	A
今後の取組方針	引き続き市民の利便性の向上や経費削減の面から、既存の連携事業を進めるとともに、事業の拡充や新たな連携について検討していく。		

中項目名	② ごみ処理の広域化に向けた取組		
内容	可燃ごみ焼却施設（清掃センター）について、広域化による可燃ごみの共同処理体制に向け、西多摩衛生組合への加入に向けた協議を進める。また、加入に向けて、ごみ減量化の取組を強化していく。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	ごみ処理の広域化に向けた取組	・西多摩衛生組合構成市町との自治体間協議 ・焼却施設周辺住民への説明会参加	・自区内処理の可能性について再検討 ・西多摩衛生組合への加入を行わず、清掃センターの延命化修繕による可燃ごみ焼却処理の継続を決定
	評価	B	B
今後の取組方針	可燃ごみの焼却処理については、西多摩衛生組合への加入に向けた協議を進めていたが、平成30年度に自区内での処理を継続していくことを決定した。プランの計画期間内（令和2年度まで）の広域化は行わないが、ごみ減量化の取組については引き続き進めていく。		

項目コード	4-(1)	担当課	① 財政課
基本方針	財政の健全化		
大項目名	財政計画の見直し		

中項目名	① 中期財政計画の見直し		
内容	中期財政計画について、実施計画の策定や社会経済状況の変化などを捉え、適切な見直しを行い、将来の財政見通しを可能な範囲で明確にし、中長期的な視点での健全な財政運営に努める。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	中期財政計画の見直し	・実施計画3か年（令和2年度まで）の財源を裏付ける財政計画の策定（中期財政計画の更新）	・実施計画3か年（令和3年度まで）の財源を裏付ける財政計画の策定（中期財政計画の更新）
	評価	A	A
今後の取組方針	今後も実施計画の策定に合わせ、中期財政計画を更新するとともに、次期総合基本計画の財源的裏付けを確保するための財政計画の策定に向けた検討を行う。		

項目コード	4-(2)	担当課	①② 財政課、会計課
基本方針	財政の健全化		
大項目名	財政見通しをふまえた基金の積立		

中項目名	① 基金積立目標額の見直し		
内容	中期財政計画において設定している基金積立目標額について、大規模建設事業の整備計画や定年退職者の推移など、将来の財政見通しをふまえた目標額に見直しを行う。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	基金積立目標額の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・財政調整基金（45億円） ・公共施設整備資金積立基金（30億円） ・庁舎跡地施設整備資金積立基金（15億円） ※目標額の変更は行わなかった	<ul style="list-style-type: none"> ・財政調整基金（45億円） ・公共施設整備資金積立基金（30億円） ・庁舎跡地施設整備資金積立基金（15億円） ※目標額の変更は行わなかった
	評価	B	B
今後の取組方針	平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画において、今後の財源不足額を190億円と推計しており、基金の大幅な需要増が見込まれることから、29・30年度においては基金積立目標額の変更は行わなかった。今後、総合管理計画における個別施設計画を策定し、事業費や積立必要額等を明らかにしていく中で、目標額を改めて検討していく。		

中項目名	② 目標額達成に向けた取組の推進		
内容	積立目標額の達成に向け、基金の計画的な管理及び運用に努め、持続可能な財政基盤の確立を図る。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	財政調整基金の管理・運用 ※平成28年度末現在高（34.4億円）	【目標額：45億円】 <ul style="list-style-type: none"> ・積立額（5.5億円） ・取崩額（なし） ・年度末現在高（39.9億円） 	【目標額：45億円】 <ul style="list-style-type: none"> ・積立額（6.7億円） ・取崩額（0.0億円） ・年度末現在高（46.6億円）
	公共施設整備資金積立基金の管理・運用 ※平成28年度末現在高（35.5億円）	【目標額：30億円】 <ul style="list-style-type: none"> ・積立額（0.1億円） ・取崩額（0.4億円） ・年度末現在高（35.2億円） 	【目標額：30億円】 <ul style="list-style-type: none"> ・積立額（6.4億円） ・取崩額（なし） ・年度末現在高（41.6億円）
	庁舎跡地施設整備資金積立基金の管理・運用 ※平成28年度末現在高（12.9億円）	【目標額：15億円】 <ul style="list-style-type: none"> ・積立額（1.0億円） ・取崩額（なし） ・年度末現在高（13.9億円） 	【目標額：15億円】 <ul style="list-style-type: none"> ・積立額（0.0億円） ・取崩額（6.3億円） ・年度末現在高（7.6億円）
	職員退職手当資金積立基金の管理・運用 ※平成28年度末現在高（3.2億円）	<ul style="list-style-type: none"> ・積立額（0.0億円） ・取崩額（なし） ・年度末現在高（3.2億円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・積立額（0.0億円） ・取崩額（なし） ・年度末現在高（3.2億円）
	評価	A	A
今後の取組方針	今後もこれまでと同様に決算余剰金の2分の1以上の基金積立を行うなど、積立金の確保に努める。 また、公共施設整備資金積立基金については、施設の複合化や多機能化、遊休地の積極的な売却など公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、歳入確保や歳出削減の取組などを推進し、適切な管理・運用に努めていく。		

項目コード	4-(3)	担当課	①② 財政課
基本方針	財政の健全化		
大項目名	プライマリーバランスに配慮した市債の借入		

中項目名	① プライマリーバランスに配慮した市債の借入		
内容	市債の借入にあたっては、プライマリーバランスに配慮しながら対象事業の内容、事業費、必要性等を十分に精査し、適切な活用に努める。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	市債借入、元金償還額及び年度末現在高 ※平成28年度末現在高（215.2億円）	<ul style="list-style-type: none"> 市債借入額（13.3億円） 市債元金償還額（19.6億円） 年度末市債現在高（208.9億円） 	<ul style="list-style-type: none"> 市債借入額（16.4億円） 市債元金償還額（22.4億円） 年度末市債現在高（202.9億円）
	評価	A	A
今後の取組方針	世代間の負担の公平性や将来世代への影響に十分配慮する中で極力抑制に努めるとともに、市債のプライマリーバランスを保つことで市債残高の減少に努めていく。		

中項目名	② 臨時財政対策債の抑制		
内容	臨時財政対策債の借入にあたっては、①におけるプライマリーバランスの配慮等とはより、将来の世代への影響を考慮し、極力抑制に努める。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	臨時財政対策債借入、元金償還額及び年度末現在高 ※平成28年度末現在高（108.6億円）	<ul style="list-style-type: none"> 臨時財政対策債借入額（6.7億円） 臨時財政対策債元金償還額（7.4億円） 年度末臨時財政対策債現在高（107.9億円） 	<ul style="list-style-type: none"> 臨時財政対策債借入額（9.3億円） 臨時財政対策債元金償還額（8.1億円） 年度末臨時財政対策債現在高（109.1億円）
	評価	A	A
今後の取組方針	臨時財政対策債については実質地方交付税の一部であることから、これまでと同様に財源不足への対応として一定の借入を見込むものの、将来へ過度な負担を残さないためにも必要最小限の借入に努める。		

項目コード	4-(4)	担当課	①②③ 財政課
基本方針	財政の健全化		
大項目名	財政指標における数値目標の達成		

中項目名	① 経常収支比率		
内容	市債の借入にあたっては、プライマリーバランスに配慮しながら対象事業の内容、事業費、必要性等を十分に精査し、適切な活用に努める。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
経常収支比率 【数値目標】		・92.8% (対前年度比▲2.4ポイント)	・90.9% (対前年度比▲1.9ポイント)
・平成29年度 96.2%以下 ・平成30年度 97.9%以下 ・令和元年度 96.9%以下 ・令和2年度 96.2%以下			
	評価	A	A
今後の取組方針	経常収支比率については、依然として90%を超える高い水準にあることから、引き続き財源の確保と効率的・効果的な財政運営に努める。		

中項目名	② 実質公債費比率		
内容	実質公債費比率について、各年度ともプラン策定時に定めた目標値以下となるよう、健全な財政運営に努める。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
実質公債費比率 【数値目標】		・0.2% (対前年度比▲0.3ポイント)	・0.2% (対前年度比±0ポイント)
・平成29年度 0.3%以下 ・平成30年度 0.3%以下 ・令和元年度 0.4%以下 ・令和2年度 0.4%以下			
	評価	A	A
今後の取組方針	実質公債費比率については、今後とも元利償還金の動向を把握する中で市債借入を抑制し、大規模建設事業実施後の比率上昇の抑制を図る。		

中項目名	③ 将来負担比率		
内容	将来負担比率について、各年度ともプラン策定時に定めた目標値以下となるよう、健全な財政運営に努める。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
将来負担比率 【数値目標】		・▲19.2% (対前年度比▲4.6ポイント)	・▲26.4% (対前年度比▲7.2ポイント)
・平成29年度 ▲18.9%以下 ・平成30年度 ▲14.5%以下 ・令和元年度 ▲10.8%以下 ・令和2年度 ▲7.3%以下			
	評価	A	A
今後の取組方針	将来負担比率については、引き続き市債残高と基金残高のバランスに配慮するとともに、経費削減による基金の積立等、比率の上昇を抑制するよう努める。		

項目コード	定-1	担当課	①② 行政経営担当
大項目名	効率的・効果的な組織体制の確立		

中項目名	① 様々な行政課題に対応できる組織体制の確立		
内容	時代の変化に伴う様々な行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう、現行の組織を抜本的に見直し、効率的・効果的で機動的な組織体制の確立に努める。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	効率的・効果的で機動的な組織体制の確立	・なしのき保育園民営化（保育士を含む職員20名を社会福祉事業団に条例派遣）	・水道部業務課の見直し（庶務係と料金係の統合）
	評価	A	B
今後の取組方針	平成31年4月より、福祉施策の総合的な調整を行うため福祉総務課を設置した。また、令和2年3月に開館を予定している教育福祉総合センターの組織等、今後も時代の変化に伴う行政課題に対応できるよう、効率的・効果的で機動的な組織体制の確立に努めていく。		

中項目名	② 重点施策への人員配置		
内容	重要課題や重点施策に対する取組について、スクラップ・アンド・ビルドを基本としつつ、集中的な人員配置を図る。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	重点施策への人員配置	・保険年金課に広域化担当係長を設置（平成30年度まで）	・下水道課に公営企業移行担当係長を設置（令和2年度まで） ・企画部に総合基本計画担当課長を設置（令和2年度まで）
	評価	A	A
今後の取組方針	国民健康保険の広域化や新たな総合基本計画の策定、下水道事業の公営企業会計への移行など、市の重要課題や重点施策に対する取組に対し、各年度において担当職員の配置を図ってきたところである。 今後もオリンピック・パラリンピックや国勢調査への対応など、必要に応じて集中的な人員配置を図っていく。		

項目コード	定-2	担当課	① 行政経営担当 ② 職員課
大項目名	職員数の適正化		

中項目名	① 定員適正化の着実な推進		
内容	事務事業の見直しや技能労務職の適正化等、組織に必要な職員数を見極めるとともに、時代に即応した施策展開を図れる職員配置に努めながら、定員の適正化を図る。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	普通会計における人件費比率 【数値目標】 ・平成29年度 13.6%以下 ・平成30年度 13.4%以下	・13.4% (対前年度比▲0.2ポイント)	・12.7% (対前年度比▲0.7ポイント)
	普通会計における職員給比率 【数値目標】 ・平成29年度 8.9%以下 ・平成30年度 8.7%以下	・8.7% (対前年度比▲0.2ポイント)	・8.2% (対前年度比▲0.5ポイント)
	4月1日時点の職員数 ※平成28年4月1日 632人	・634人 (+2人) ・一般行政職570人 ・技能労務職64人	・631人 (▲3人) ・一般行政職573人 ・技能労務職58人
	評価	A	A
今後の取組方針	数値目標の達成に向け、今後も行政課題に対応した組織体制を構築し、適正な職員数による行財政運営に努めていく。 また、技能労務職については引き続き退職不補充を原則としつつ、民間委託を進め、職員数の適正化に努めていく。		

中項目名	② 多様な雇用形態による職員の活用		
内容	再任用職員や嘱託職員、臨時職員などの職員について、一般職の会計年度任用職員制度の創設など今後の国の動向等を注視しながら多様な雇用形態による職員の活用を図る。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	職員採用試験受験者の確保	・社会人経験者向け試験区分の新設 ・採用試験説明会参加者数 (137人) ・採用試験申込者数 (736人) ・採用試験合格者数 (40人)	・採用試験説明会参加者数 (142人) ・採用試験申込者数 (631人) ・採用試験合格者数 (46人)
	会計年度任用職員制度の創設に向けた取組	・制度についての情報収集	・制度構築に向けた近隣市及び関係部署との連携、準備
	評価	A	A
今後の取組方針	引き続き積極的な情報発信などにより、職員採用試験の受験者を一定数確保するとともに、新たな任用制度となる会計年度任用職員の令和2年4月からの任用開始に向けた準備 (例規関係及び報酬等の整理) を着実に進めていく。		

項目コード	定-3	担当課	①② 職員課
大項目名	人材（財）の育成と活用		

中項目名	① 人財の育成に向けた取組の推進		
内容	昭島市人材育成基本方針に基づき、職員の基礎的な職務遂行能力の定着を図るとともに、職員の更なる資質向上、意識改革を図り、「人材」から「人財」へと、課題解決能力に優れた職員の育成に向けた取組を推進する。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	人財の育成に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修実施計画に基づく各種研修の実施（研修数167） 主任職及び技能長職の選考方法の見直し 新主任職に対する政策形成研修の受講必須化 	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修実施計画に基づく各種研修の実施（研修数184） 全管理職を対象とした「人材育成研修」及び女性職員や若手職員を対象とした「キャリアデザイン研修」の実施
	評価	A	A
今後の取組方針	職員の人材育成は急務であり、国や都をはじめ他自治体や民間企業などの先行事例等も踏まえ、多種多様な取組を多角的に検討するなど、引き続き職員の意識改革、能力開発に積極的に取り組んでいく。		

中項目名	② 人事評価制度の推進		
内容	目標管理を伴う業績評価を加えた人事評価制度（平成28年度実施）について、実施状況を踏まえた検証を行い、より公平公正かつ人材（財）の育成にも資する制度の構築に努める。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	人事評価制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の評価結果を勤勉手当及び昇給へ適切に反映 職員アンケートの実施による課題等の抽出 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の評価結果を勤勉手当及び昇給へ適切に反映 職員アンケートの結果を踏まえた制度の見直し 意向調査書の導入
	評価	A	A
今後の取組方針	引き続き公平・公正な人事評価制度となるよう適切な運用に努めるとともに、人事評価制度が本来の目的である人材育成により一層資するものとなるよう、人事評価システムの導入など、積極的に取り組んでいく。		

項目コード	定-4	担当課	①② 行政経営担当
大項目名	職員参画の促進		

中項目名	① プロジェクトチームの活用		
内容	関係部課や庁内公募、若手・中堅職員等によるプロジェクトチームを編成し、効果的な事務事業の執行に努める。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	プロジェクトチームの活用	<ul style="list-style-type: none"> 部活性化プロジェクトの実施（参加10チーム） 公有財産の有効活用に関するプロジェクトの実施（会議3回） 	<ul style="list-style-type: none"> 部活性化プロジェクトの実施（参加10チーム）
	評価	A	A
今後の取組方針	部活性化プロジェクトについては引き続き実施し、若手・中堅職員を中心に職層を超えたチームによる自由闊達な意見交換を通じて、行政課題の解決を図る。 また、平成29年度に実施した公有財産の有効活用に関するプロジェクトチームには庁内公募によるメンバーも含まれており、今後もこうしたプロジェクトチームの活用に努めていく。		

中項目名	② 職員提案制度の推進		
内容	行政課題に対し、職員参画による課題解決の機会を一層充実させていくため、職員提案制度の更なる推進に努める。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	職員提案制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> 職員提案制度の手引きの見直し 新主任職員による提案の実施（3グループ） 職員提案制度提案数（7件・うち全部採用1件） 	<ul style="list-style-type: none"> 新主任職員による提案の実施（4グループ） 職員提案制度提案数（6件・うち全部採用1件）
	評価	A	A
今後の取組方針	職員提案制度の手引きの定期的な見直しや、庁内掲示板による制度の周知や採用された提案の紹介等、今後も職員が提案しやすい仕組みづくりに努めていく。		

項目コード	定-5	担当課	①② 職員課
大項目名	労働環境の向上		

中項目名	① ワーク・ライフ・バランスの推進		
内容	休暇取得促進キャンペーンなどにより職員の年次有給休暇取得日数の増を図るとともに、恒常的な時間外勤務の縮減に努め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、職員の働きやすさや仕事に対する意欲の向上を図る。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業の取得促進に向けたパンフレットの作成 タイムマネジメント研修等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 定時退庁デーの導入 ボランティア休暇の導入を決定
	平均年次有給休暇取得日数 【数値目標】	・13.3日（対前年比+1.2日）	・13.2日（対前年比▲0.1日）
	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年 12.5日 平成30年 13.7日 		
	評価	A	B
今後の取組方針	社会全体での「働き方改革」が求められており、特定事業主行動計画に基づく各種施策を中長期的に推進する必要があるため、他団体の導入事例等も踏まえ、様々な取組を効果的・積極的に展開していく。		

中項目名	② メンタルヘルス対策の充実		
内容	メンタルヘルス（心の健康）に関する研修やストレスチェックの実施、精神科産業医の面談等による予防対策を実施するとともに、病気休職者の円滑な職場復帰と再発防止に努めるなど、総合的なメンタルヘルス対策の充実を図る。		
	主な取組	平成29年度	平成30年度
	メンタルヘルス対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ストレスチェック制度、職層別研修の実施 集団分析結果による健康度（87：全国平均100よりも13%リスクが低い） 	<ul style="list-style-type: none"> ストレスチェック制度、職層別研修の実施 集団分析結果による健康度（86：全国平均100よりも14%リスクが低い）
	メンタル不全による病休者数	<ul style="list-style-type: none"> 病休者数（23人） 病休日数（延べ3,829日） 	<ul style="list-style-type: none"> 病休者数（17人） 病休日数（延べ3,293日）
	評価	A	A
今後の取組方針	引き続き、研修やストレスチェック制度を実施し、メンタルヘルス不調の未然防止に努める。 今後は、相談しやすい環境づくりに努め、あらゆる機会を捉え相談を実施し、人事と連携しながらキャリア相談やハラスメント相談にも対応するなど、総合的なメンタルヘルス対策を推進する。		

行財政改革推進会議要綱

平成 20 年 11 月 4 日実施

(設置)

第 1 条 中期行財政運営計画の着実な推進を図るため、行財政改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 中期行財政運営計画の推進に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 5 人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 4 人以内
- (2) 公募による市民 1 人

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の規定による最終の報告をしたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 推進会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、推進会議の議長となる。
- 4 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第 7 条 推進会議の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例（平成 10 年昭島市条例第 2 号）第 9 条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、推進会議の議決により非公開とすることができる。

(守秘義務)

第8条 推進会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、企画担当課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年8月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月19日から実施する。

昭島市行財政改革推進会議委員

区 分	氏 名	備 考
委員 長	小 池 満 也	学識経験者
副委員 長	田 中 啓 之	学識経験者
委 員 (50音順)	坂 村 一 登	学識経験者
	山 下 俊 之	学識経験者
	和 田 篤 彦	市民公募

昭島市行財政改革推進会議開催経過

回	開催日	内 容
第 1 回	令和元年 5 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員長、副委員長の選任 ・会議の進め方について ・昭島市行財政改革推進プランについて
第 2 回	令和元年 7 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29・30 年度の評価について
第 3 回	令和元年 8 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29・30 年度の評価について
第 4 回	令和元年 10 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29・30 年度の評価について
第 5 回	令和元年 12 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書（案）について
第 6 回	令和 2 年 2 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告

項目別評価一覧

項目 コード	項目名	評 価		掲載 ページ
		29年度	30年度	
1-(1)-①	危機管理体制の確立	A	A	23
1-(1)-②	地域の防犯・防災対策の推進	A	A	23
1-(2)-①	効果的・戦略的な情報発信の推進	A	A	24
1-(2)-②	携帯端末を活用した情報発信サービスの充実	A	A	24
1-(3)-①	市民との連携、参画・協働によるまちづくりの推進	B	B	25
1-(3)-②	多種多様な連携・協力体制の拡充	A	A	25
1-(4)-①	窓口サービスの質的向上	B	B	26
1-(4)-②	基幹系システムの計画的な更新による最適化の推進	—	A	26
2-(1)-①	収納率向上に向けた取組	A	A	27
2-(1)-②	多様な納税方法の推進	A	A	27
2-(2)-①	遊休地の積極的な売却や貸付に向けた取組	A	A	28
2-(2)-②	特定公共物の適切な管理、売却	A	A	28
2-(3)-①	受益者負担の定期的な見直し	B	B	29
2-(3)-②	新たな受益者負担の導入	C	C	29
2-(4)-①	ふるさと納税の推進	A	A	30
2-(4)-②	事業費の財源確保に向けた取組	A	A	30
2-(5)-①	施設命名権収入及び広告掲載料の拡充	A	A	31
2-(5)-②	新たな歳入の確保に向けた取組	B	B	31
3-(1)-①	行政評価制度の再構築	B	B	32
3-(2)-①	補助金等の適正化	B	B	32
3-(3)-①	民間委託の推進	A	A	33
3-(3)-②	指定管理者制度やPPP/PFIの活用	B	A	33
3-(4)-①	公共施設等総合管理計画に基づく取組の推進	A	A	34
3-(4)-②	遊休地の積極的な売却や貸付に向けた取組（再掲）	A	A	34
3-(5)-①	広域連携の推進	A	A	35
3-(5)-②	ごみ処理の広域化に向けた取組	B	B	35
4-(1)-①	中期財政計画の見直し	A	A	36
4-(2)-①	基金積立目標額の見直し	B	B	37
4-(2)-②	目標額達成に向けた取組の推進	A	A	37
4-(3)-①	プライマリーバランスに配慮した市債の借入	A	A	38
4-(3)-②	臨時財政対策債の抑制	A	A	38
4-(4)-①	経常収支比率	A	A	39
4-(4)-②	実質公債費比率	A	A	39
4-(4)-③	将来負担比率	A	A	39
定-1-①	様々な行政課題に対応できる組織体制の確立	A	B	40
定-1-②	重点施策への人員配置	A	A	40
定-2-①	定員適正化の着実な推進	A	A	41
定-2-②	多様な雇用形態による職員の活用	A	A	41
定-3-①	人財の育成に向けた取組の推進	A	A	42
定-3-②	人事評価制度の推進	A	A	42
定-4-①	プロジェクトチームの活用	A	A	43
定-4-②	職員提案制度の推進	A	A	43
定-5-①	ワーク・ライフ・バランスの推進	A	B	44
定-5-②	メンタルヘルス対策の充実	A	A	44